

日薬業発第496号  
令和7年3月14日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日本薬剤師会  
副会長 森 昌平

長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養の対象医薬品リストの訂正について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養の対象医薬品につきましては、令和7年3月10日付け日薬業発第477号にてお知らせしたところですが、別添のとおり一部訂正がございました。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員にご周知下さいますようお願い申し上げます。

なお、本資料につきましては、厚生労働省ホームページからも入手が可能であることを申し添えます。

○後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_39830.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html)

事 務 連 絡  
令和 7 年 3 月 14 日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局医療課

長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養の  
対象医薬品リストの訂正について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡するとともに別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

事 務 連 絡  
令和7年3月14日

地 方 厚 生（支）局 医 療 課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養の対象医薬品リストの訂正について

「長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養の対象医薬品について」（令和7年3月7日事務連絡）について、別紙のとおり訂正しますので、その取扱いについて周知徹底を図られますよう、お願いいたします。

なお、訂正後の対象医薬品リストについて、次のとおり厚生労働省ホームページで公表しているため、併せて周知をお願いいたします。

掲載先：[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_39830.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html)

薬価基準収載 医薬品コード	品名	成分名	規格	メーカー名	薬価	後発医薬品最高価格	長期収載品と後発医薬 品の価格差の4分の1	保険外併用療養費の 算出に用いる価格
1319702Q5021	リズモンTG 点眼液 0.25%	チモロール マレイン酸 塩	0.25% 1mL	わかもと製薬	267.00	184.10	<del>66.75</del> <u>20.73</u>	<del>200.25</del> <u>246.27</u>
1319702Q6028	リズモンTG 点眼液 0.5%	チモロール マレイン酸 塩	0.5% 1mL	わかもと製薬	324.00	226.00	<del>81.00</del> <u>24.50</u>	<del>243.00</del> <u>299.50</u>